

<資料 6>

令和3年2月16日
定例記者会見資料

吉祥寺駅・武蔵境駅喫煙所（喫煙トレーラーハウス）の利用を開始します

改正健康増進法と都の受動喫煙防止条例の全面施行に伴い、受動喫煙を防止するとともにまちの環境美化を図るため、三鷹駅に続き、吉祥寺駅と武蔵境駅周辺においても閉鎖型の喫煙所（喫煙トレーラーハウス）の利用を開始します。

喫煙トレーラーハウスは、屋外に設置でき、煙が外に漏れにくく、また、けん引可動式なので、設置場所の変更が可能で、設置までの時間も短縮できるという特徴を持っています。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、利用人数は定員の5割程度の6名とし、譲り合ってくださいとさせていただきます。

■利用開始日

令和3年4月1日

■利用時間

(1) 吉祥寺駅喫煙所

月曜から日曜まで（ただし、年末年始を除く。）の午前7時から午後9時まで

(2) 武蔵境駅喫煙所

月曜から土曜まで（ただし、祝日、年末年始を除く。）の午前7時から午後7時まで

■設置場所

(1) 吉祥寺駅喫煙所



(2) 武蔵境駅喫煙所



※三鷹駅設置事例



■問い合わせ ごみ総合対策課 0422-60-1802